

令和2年度与党税制改正大綱～その2～

Q：令和2年度与党税制改正大綱について、中小企業税制を中心に主な改正案を教えてください。

A：税制改正の動向に注目

1. 新・NISAの創設。

- (1) 改正の概要：現行一般NISA（上場株、公募株式投信、ETF、REIT等に年最大120万円まで、5年で600万円まで投資可能）の終了後、新・NISAを創設。①特定累積投資勘定（公募等株式投資信託、年最大20万円まで）と②特定非課税管理勘定（上場株式等、年最大102万円まで）の二階建てで、5年で最大610万円まで投資可能となりました。原則として①に投資した場合のみ②に投資できます。
- (2) 留意点：①つみたてNISA投資期間を2042年12月末まで5年延長。②ジュニアNISAは2023年12月末終了し2024年1月より別途非課税口座を設ける。③つみたてNISAは新・NISAとの選択適用に。

現行NISAと新NISAの違いは以下参照のこと。

項目	現行(一般NISA)	新・NISA
対象者	居住者等	居住者等
非課税年間投資上限額	＜非課税管理勘定＞120万円	＜①特定累積投資勘定＞20万円 ＜②特定非課税管理勘定＞102万円
非課税期間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長5年間
投資可能期間	2023年まで	2024年から2028年
非課税投資可能商品	上場株式、上場新株予約権付社債 公募株式投資信託、ETF、REITなど	＜①特定累積投資勘定＞公募等株式投資信託 ＜②特定非課税管理勘定＞上場株式等

2. 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例。

- (1) 改正の概要：国外中古建物の賃貸に係る不動産所得金額の計算上、損失所得の場合に当該建物減価償却費に相当する金額は無かったものとみなします。
今後は他の給与所得や事業所得との損益通算が不可となります。なお当該物件の譲渡所得計算上は、取得費から当該減価償却費を控除しません。
- (2) 適用時期：2021年以後の国外中古建物から生じる国外不動産所得損失から適用です。

3. 法人に係る消費税申告期限の特例創設。

- (1) 改正の概要：法人につき消費税の確定申告書提出期限の特例「1か月延長」が創設されます。なお延長期間分の利子税の納付も必要です。
- (2) 適用要件及び適用対象期間：①消費税の確定申告書提出期限を延長する旨の届出書を提出すること。②当該提出日の属する事業年度以降に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用が認められる。

令和2年2月
税理士法人石井会計